資料１－１

諮問第４７７号
羽村市羽の温泉動力の装置について

申請概要

申 請 者　西多摩衛生組合
目　　的　温浴施設へ供給（浴用）
申 請 地　羽村市羽地内

□ 掘削工事の経緯

令和３年２月１日　　掘削許可処分
令和４年６月 21 日　　掘削工事完了

□ 温泉井戸概要

深　　度　1,800 メートル
泉　　温　36.3 ℃
泉　　質　アルカリ性単純温泉

□ 申請する動力

出　　力　13 キロワット
吐出口断面積　19.63 平方センチメートル
吐 出 量　104 リットル／分

□ 揚湯量　98.5 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　申請者所有
申請地概況　既存温浴施設「フレッシュランド西多摩」に隣接。
　　周辺は住宅や学校等が立地する。

既存源泉(半径 1km)　なし
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

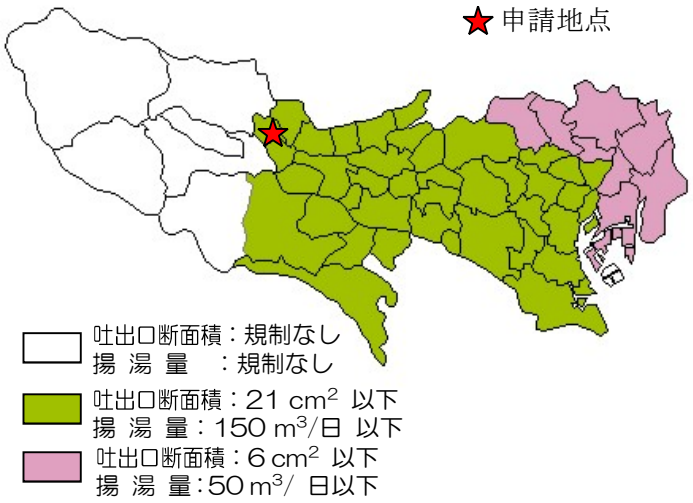

図１　申請地（広域図）

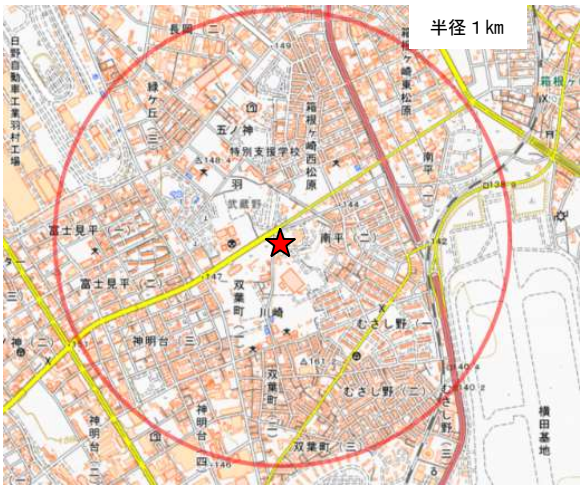

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図２　周囲１km 付近の様子

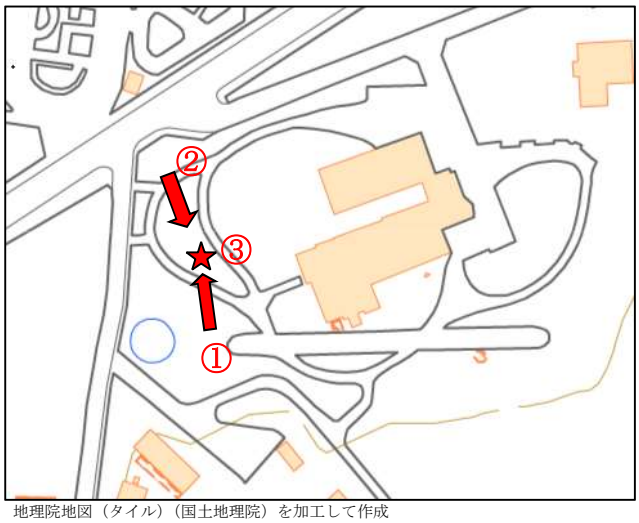

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点周辺

②申請地点周辺

③温泉井戸

資料１－２

諮問第４７８号
杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置について

申請概要

申 請 者　　有限会社かわさき興業
目　　的　　公衆浴場へ供給（浴用）
申 請 地　　杉並区阿佐谷北地内

□ 掘削工事の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉井戸概要

深　　度　　75 メートル
泉　　温　　15.8 ℃
泉　　質　　泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合）

□ 申請する動力

出　　力　　5.5 キロワット
吐出口断面積　　19.625 平方センチメートル
吐 出 量　　420 リットル／分

□ 揚湯量　　30.92 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　　申請者所有
申請地概況　　ＪＲ中央線阿佐ケ谷駅から西に約 500m
　　周辺はマンション、住宅等が立地する。

既存源泉(半径 1km)　なし
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

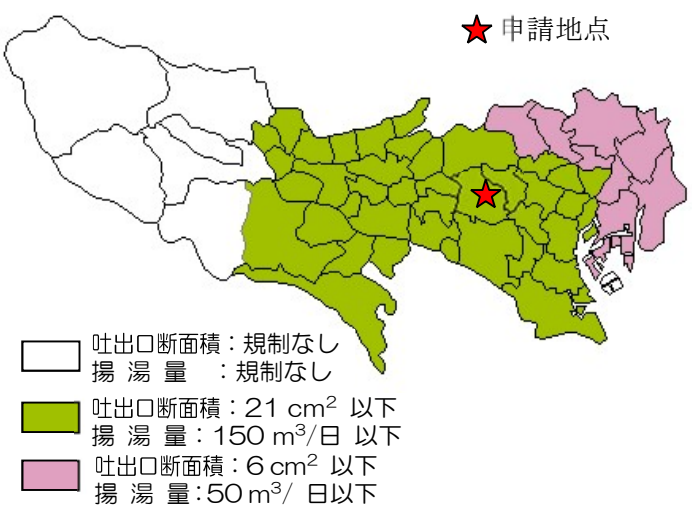

図１　申請地（広域図）

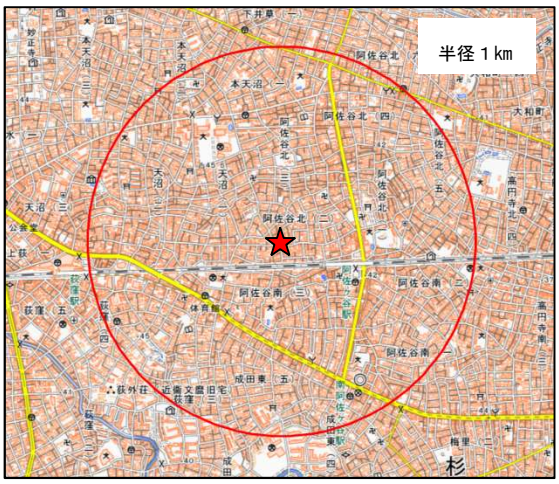

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図２　周囲１km 付近の様子

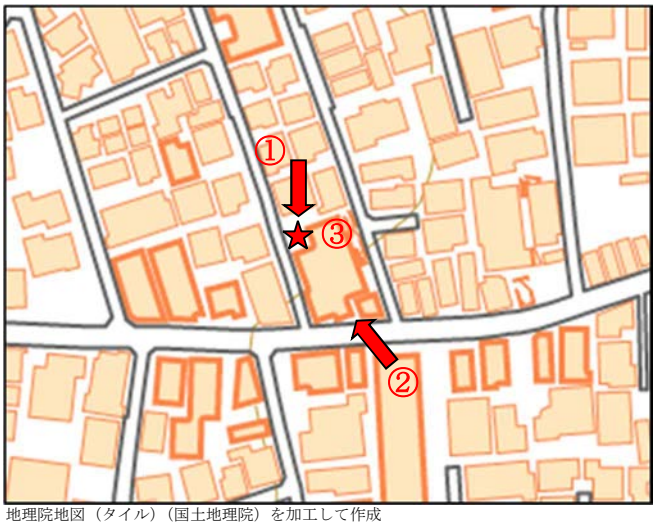

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点周辺

②申請地点周辺

③温泉井戸周辺状況

資料１－３

諮問第４７９号
江東区常盤の温泉動力の装置について

申請概要

申 請 者　　有限会社山の湯
目　　的　　公衆浴場へ供給（浴用）
申 請 地　　江東区常盤地内

□ 掘削工事の経緯

既設（休止中）の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉井戸概要

深　　度　　49.5 メートル
泉　　温　　17.4 ℃
泉　　質　　ナトリウムー塩化物冷鉱泉

□ 申請する動力

出　　力　　1.5 キロワット
吐出口断面積　　6 平方センチメートル
吐 出 量　　75 リットル／分

□ 揚湯量　　36.7 立方メートル／日

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　　申請者所有
申請地概況　　地下鉄清澄白河駅から北に約 300m
　　周辺はマンション、住宅等が立地する。

既存源泉(半径 1km)　なし
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

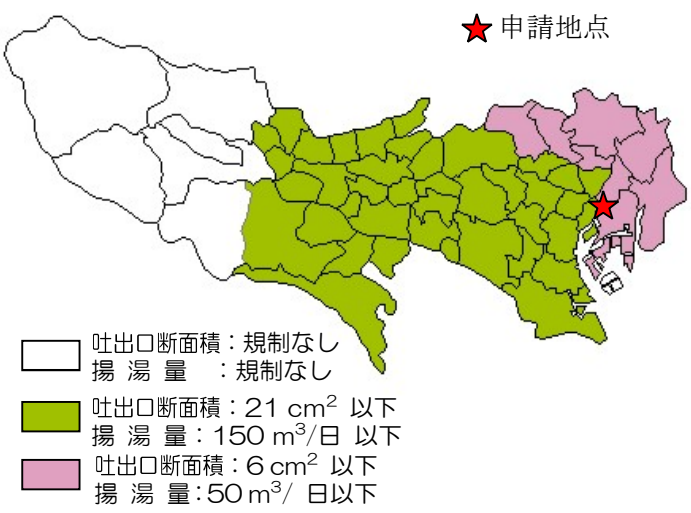

図１　申請地（広域図）

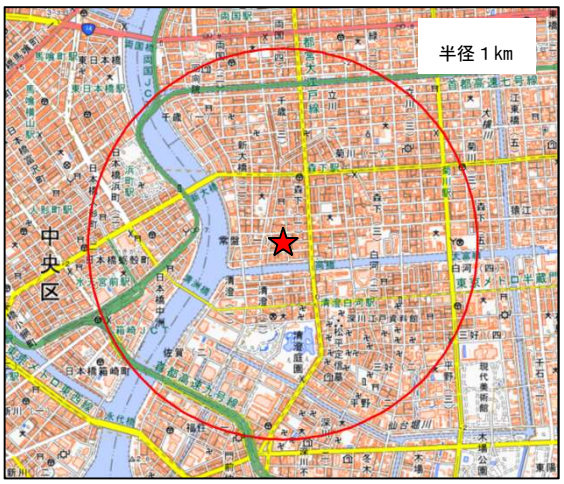

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図２　周囲１km 付近の様子

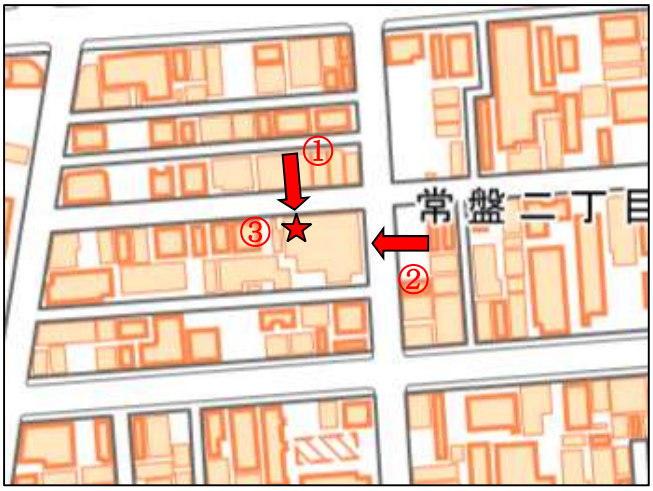

地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点周辺

②申請地点周辺

③温泉井戸周辺状況

資料１－４

諮問第４８０号
八丈島八丈町中之郷(NOE-3A)の温泉掘削について

申請概要

申 請 者　ＯＲジオ八丈島株式会社
目　　的　産業利用（地熱発電用）
申 請 地　八丈島八丈町中之郷地内

□ 掘削工事

口　　径　220.5～215.9 ミリメートル
深　　度　1,120 メートル（掘削長 1,200 メートル）
施工方法　ロータリー式掘削

□ 利用計画（予定）

施設概要　地熱発電施設（発電出力 4,444kW）
産 出 量　32.6ｔ／ｈ

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　申請者所有
周辺概況　平成 31 年に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の敷地内で、八丈島南部の三原山中腹に位置する。周辺は森林である。令和 4 年に掘削完了した NOE-3 を途中の深度まで埋戻し、方向及び角度を変えて掘削する。

既存源泉(半径 1km)　あり（同一敷地内）
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

図１　申請地（広域図）

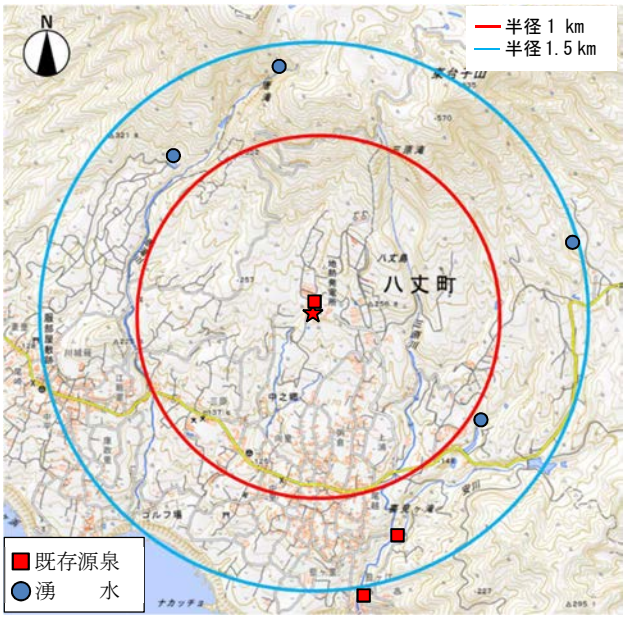

図２　周辺１km、1.5km の様子

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点周辺

②申請地点周辺

③申請地点周辺

資料１－５

諮問第４８１号
八丈島八丈町中之郷(NOE-3B)の温泉掘削について

申請概要

申 請 者　ＯＲジオ八丈島株式会社
目　　的　産業利用（地熱発電用）
申 請 地　八丈島八丈町中之郷地内

□ 掘削工事

口　　径　220.5～215.9 ミリメートル
深　　度　1,120 メートル（掘削長 1,200 メートル）
施工方法　ロータリー式掘削

□ 利用計画（予定）

施設概要　地熱発電施設（発電出力 4,444kW）
産 出 量　32.6ｔ／ｈ

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　申請者所有
周辺概況　平成 31 年に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の敷地内で、八丈島南部の三原山中腹に位置する。周辺は森林である。令和 4 年に掘削完了した NOE-3 を途中の深度まで埋戻し、方向及び角度を変えて掘削する。

既存源泉(半径 1km)　あり（同一敷地内）
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

図１　申請地（広域図）

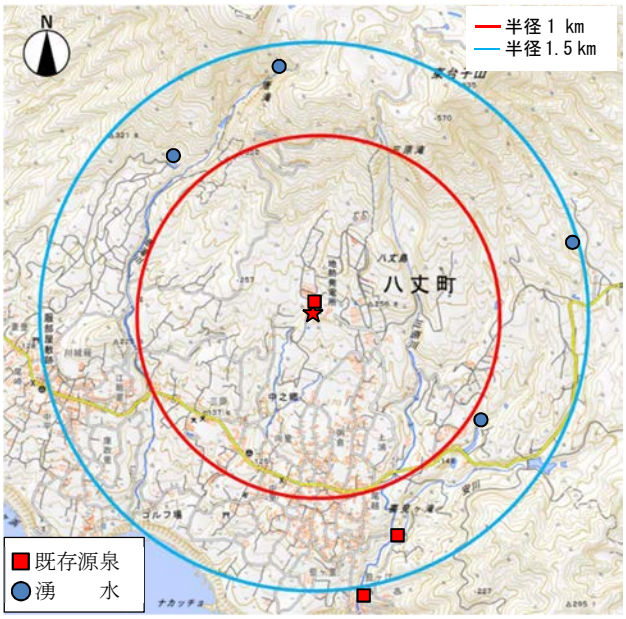

図２　周辺１km、1.5km の様子

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点周辺

②申請地点周辺

③申請地点周辺

資料１－６

諮問第４８２号
八丈島八丈町中之郷(NOE-3C)の温泉掘削について

申請概要

申 請 者　ＯＲジオ八丈島株式会社
目　　的　産業利用（地熱発電用）
申 請 地　八丈島八丈町中之郷地内

□ 掘削工事

口　　径　220.5～215.9 ミリメートル
深　　度　1,120 メートル（掘削長 1,200 メートル）
施工方法　ロータリー式掘削

□ 利用計画（予定）

施設概要　地熱発電施設（発電出力 4,444kW）
産 出 量　32.6ｔ／ｈ

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　申請者所有
周辺概況　平成 31 年に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の敷地内で、八丈島南部の三原山中腹に位置する。周辺は森林である。令和 4 年に掘削完了した NOE-3 を途中の深度まで埋戻し、方向及び角度を変えて掘削する。

既存源泉(半径 1km)　あり（同一敷地内）
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

図１　申請地（広域図）

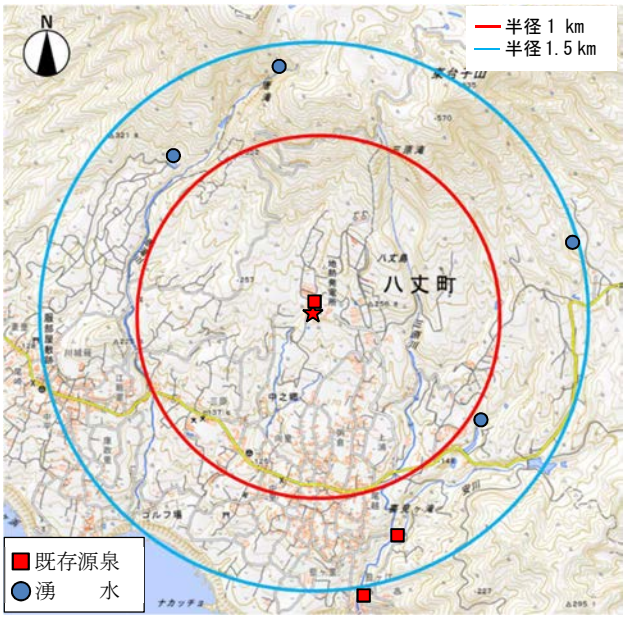

図２　周辺１km、1.5km の様子

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点周辺

②申請地点周辺

③申請地点周辺

資料１－７

諮問第４８３号
八丈島八丈町中之郷(NOE-6A)の温泉掘削について

申請概要

申 請 者　ＯＲジオ八丈島株式会社
目　　的　産業利用（地熱発電用）
申 請 地　八丈島八丈町中之郷地内

□ 掘削工事

口　　径　320.4～215.9 ミリメートル
深　　度　1,270 メートル（掘削長 1,300 メートル）
施工方法　ロータリー式掘削

□ 利用計画（予定）

施設概要　地熱発電施設（発電出力 4,444kW）
産 出 量　32.６ｔ／ｈ

□ 申請地の位置・概況、周辺の状況等（図１～３及び写真①～③）

土　　地　申請者所有
周辺概況　平成 31 年に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の敷地内で、八丈島南部の三原山中腹に位置する。周辺は森林である。令和 3 年に掘削許可を得た NOE-6 の途中の深度から方向及び角度を変えて掘削する。

既存源泉(半径 1km)　あり（同一敷地内）
水道水源井戸等(半径 1km)　なし
湧　　水(半径 1km)　なし

図１　申請地（広域図）

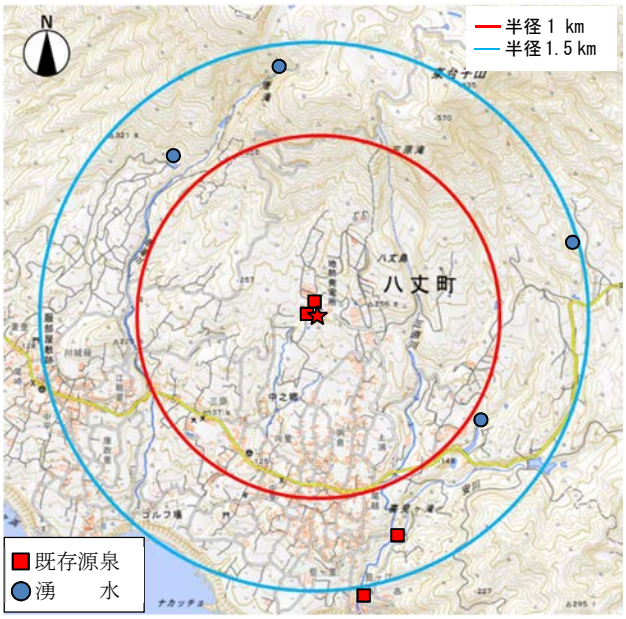

図２　周辺１km、1.5km の様子

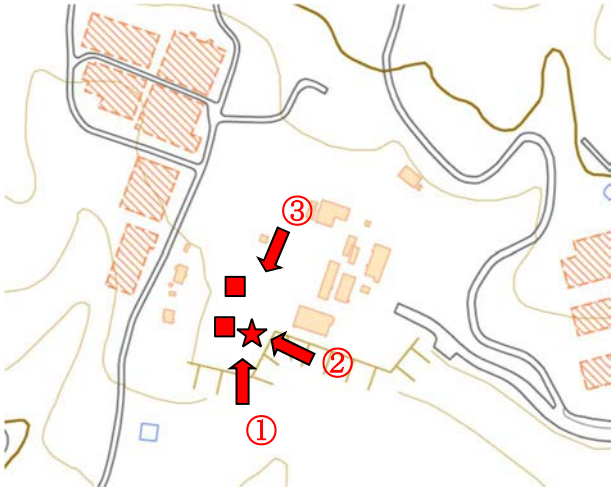

図３　詳細図（撮影方向）

①申請地点周辺

②申請地点周辺

③申請地点周辺

資料１－８

許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について

【諮問第４７７号　羽村市羽の温泉動力の装置について】

１ 温泉動力の装置許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料１－１）
→半径１，０００メートル以内に既存温泉は存在しない

（２）温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料１－２）
→吐出口断面積及び揚湯量は基準を満たす

（３）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料１－３）
→半径１，０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・揚湯試験における水位降下が比較的大きいことから、水位が低下し続けないように注意すること
・長期的にモニタリングをしっかりと行い、必要以上の揚湯を行わないこと

【諮問第４７８号　杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置について】

１ 温泉動力の装置許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料１－１）
→半径２００メートル以内に既存源泉は存在しない

（２）温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料１－２）
→吐出口断面積及び揚湯量は基準を満たす

（３）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料１－３）
→半径１，０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・揚湯量について、１日１回は測定することが望ましい
・メタけい酸について、数年に１度は分析を行って確認することが望ましい

【諮問第４７９号　江東区常盤の温泉動力の装置について】

１ 温泉動力の装置許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料１－１）
→半径２００メートル以内に既存源泉は存在しない

（２）温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料１－２）
→吐出口断面積及び揚湯量は基準を満たす

（３）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料１－３）
→半径１，０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・療養泉であるが、揚湯により今後成分が変わってくることも考えられることから、電気伝導率を測定することが望ましい
・揚湯量、水温、水位について測定頻度を上げることが望ましい

【諮問第４８０号　八丈島八丈町中之郷（NOE-3A）の温泉掘削について】

１ 温泉掘削許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料１－１）
→指定地域外

（２）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料１－３）
→半径１，０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（３メートル以上）の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・全体スケジュールについて、安全、安心に留意し、無理のない施工を行うこと
・温泉モニタリングについて、八丈町や関係者と連携して着実に行うとともに、今後のモニタリング結果に留意すること

【諮問第４８１号　八丈島八丈町中之郷（NOE-3B）の温泉掘削について】

１ 温泉掘削許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料１－１）
→指定地域外

（２）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料１－３）
→半径１，０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（３メートル以上）の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・全体スケジュールについて、安全、安心に留意し、無理のない施工を行うこと
・温泉モニタリングについて、八丈町や関係者と連携して着実に行うとともに、今後のモニタリング結果に留意すること

【諮問第４８２号　八丈島八丈町中之郷（NOE-3C）の温泉掘削について】

１ 温泉掘削許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料１－１）
→指定地域外

（２）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料１－３）
→半径１，０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（３メートル以上）の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・全体スケジュールについて、安全、安心に留意し、無理のない施工を行うこと
・温泉モニタリングについて、八丈町や関係者と連携して着実に行うとともに、今後のモニタリング結果に留意すること

【諮問第４８３号　八丈島八丈町中之郷（NOE-6A）の温泉掘削について】

１ 温泉掘削許可基準の適合状況

（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料１－１）
→指定地域外

（２）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料１－３）
→半径１，０００メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（３メートル以上）の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する

２ 温泉部会における審議内容（主な意見、質疑等）

・全体スケジュールについて、安全、安心に留意し、無理のない施工を行うこと
・温泉モニタリングについて、八丈町や関係者と連携して着実に行うとともに、今後のモニタリング結果に留意すること

参考資料１－１

温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

平成１７年１月１７日　東京都自然環境保全審議会　答申

１　温泉の許可基準

温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成１０年７月１日付東京都告示第７２４号）（以下「審査基準」という。）の指定地域において、温泉を掘削する場合は、地盤沈下の防止及び源泉間の相互影響への配慮の観点から、既存源泉と新規源泉の深度を比較して深い方の深度に対応した下記の制限距離以上を既存源泉からとること。

掘削深度	制限距離
５００ｍを超える	１，０００ｍ
２００ｍを超え５００ｍ以下	５００ｍ
２００ｍ以下	２００ｍ

ただし、既存源泉がこれらの制限距離以内に存在する状況においても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が、審査基準に規定された量以下であることを確認できる書面を提出できる場合はこの限りでない。

２　個人利用に対する指導基準

（１）集合住宅での各戸給湯利用

源泉の一日あたりの揚湯量が、審査基準に規定された量を超えない範囲において、一世帯の一日あたりの揚湯量を０．５立方メートル以下とすること。

（２）戸建住宅での給湯利用

一日あたりの揚湯量を１０立方メートル以下とし、浴槽容量及び利用実態に応じた適正な揚湯量とすること。

３　温泉に関する情報の収集及び適正管理の検討

（１）温泉を掘削しようとする者に対して、掘削地点の地質及び地下水に関する、更なる調査の実施と結果の報告を求めること。

（２）報告を受けた資料を整理、解析し、温泉の適正管理に関する検討を継続して行うこと。

参考資料１－２

温泉動力の装置の許可に係る審査基準

平成１０年　７月　１日　（東京都告示第　７２４号）
最終改正　平成２０年１０月２４日　（東京都告示第１３３９号）

地盤沈下防止の観点から、温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第3項により準用する同法第4条第1項の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準を次のとおり定める。

指定地域		吐出口断面積	一日の揚湯量
１	墨田区　江東区　北区　荒川区　板橋区　足立区　葛飾区　江戸川区	６平方センチメートル以下	５０立方メートル以下
２	東京都の区域のうち、１に掲げる区域、八王子市の一部（一般国道４１１号線との交点以北の都道楢原あきる野線、その交点から一般国道２０号線との交点（八王子市高尾町）までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道２０号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域）、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区域	２１平方センチメートル以下	１５０立方メートル以下

備考　揚湯の状況について、水量測定器及び水位計により確認できること。

参考資料１－３

温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

平成２０年９月９日 東京都自然環境保全審議会温泉部会決定

東京都自然環境保全審議会において審査を行う際、申請のあった地点の周囲の状況についての情報として活用するための井戸・湧水の取扱いについて、次のとおり整理する。

１　基本的な考え方

井戸、湧水があることについては、直ちに温泉法で規定されている温泉掘削が公益を害するおそれがあると認めることはできず、許可基準には抵触しない。

井戸、湧水の存在については、審査の参考として資料に記載するものである。

申請者が、許可申請時に周辺状況として必要な井戸、湧水を自ら把握するよう指導しているが、行政としても、申請者の内容を確認する上で、関係機関に照会する。

２　井戸

（１）配慮を要する井戸

・申請地点の周囲１０００ｍ内にある水道事業体の水源井戸

・申請地点の周囲１０００ｍ内にある水道の供給を受けていない地域(未給水地域)内の生活の用に供する井戸

（２）井戸の把握方法

申請地点に水道を供給する水道事業体に対し、文書で照会し、回答を求める。

３　湧水

（１）配慮を要する湧水

・申請地点の周囲１０００ｍ内にある地域の環境の保全のため重要な役割をもつ湧水として、区市町村が地域指定又は判断している湧水

（２）湧水の把握方法

配慮を要する湧水の有無について、区市町村に対し文書で照会し、回答を求める。

４　配慮を要する井戸、湧水への対応

（１）温泉部会

申請された温泉掘削・動力許可が、配慮を要する井戸、湧水に対し影響を及ぼすおそれがあるか検討する。

（２）申請者への指導

温泉部会の検討結果を踏まえ、申請者に対して、配慮を要する井戸、湧水の管理者等と温泉掘削・動力設置の情報及び井戸、湧水に対する影響の把握について話し合うよう指導し、その結果について報告を求める。